

变更
542.9.29
2688-1 へ
(7-245).

[illegible]

道路延長 $39.50 + 27.40 + 29.0 + 16.0 + 7.60 = 119.50\text{km}$

道路面積 $119.50 \times 4 = 478 \text{ m}^2$

④ 地面积 $418.06 + 477.13 + 128.62 = 1023.81 \text{ m}^2$

方位  既存道路及び既指定道路 市町村界
 市道する道路 今後予定する道路 既存建築物
 (用途を記入)
 標識の位置 取捨界 予定建築物
 (用途を記入)
 下水・側溝等 敷地界

- 1 承諾書の権利の帰属は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利（所有権他権利等）をそれぞれ記入すること。
- 2 図面に土地番号権利の種別及び氏名を記入すること。
- 3 附属取図・道路図及び信託断面図を記載し、方位は一致させること。
- 4 所収は、幅員及び形状を記載すること。
- 5 本用紙の面を記入できない場合は、別紙、同様の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印と本用紙との印及び追加すること。
- 6 市街書（市・道）には本用紙（追加紙を含む）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出すること。

7-245

指定年月日・番号	昭和42年9月29日 第2688号	伊丹市
告示年月日・番号	昭和42年10月3日 兵庫県告示第381号	

承 諾 書

この図面記載のとおり道路の位置の指定・変更・廃止を承諾します。

昭和 年 月 日

(申請者) 是 安 正 殿

道路の幅員 M 道路の延長 M 道路の面積

工事着手日 昭和 年 月 日 工事完了日 昭和 年 月 日

道路管理者住所氏名 伊丹市池田地区 是 安 正 殿 電話

道路となる土地の地名地番	地 目	権利の種類	住 所	氏 名	印
伊丹市池田地区 15-2	宅地		伊丹市池田地区 15-2	江島 池 子	
池田地区 15-2	宅地		池田地区 15-2	末原 彰夫	
〃 〃 〃 15-3	〃	〃	〃 〃 〃 15-3	今里 氏 雄	
〃 〃 〃 15-4	〃	〃	〃 〃 〃 15-4	因原 慶 子	
〃 〃 〃 15-5	〃	〃	〃 〃 〃 15-5	伊藤 芳 夫	
〃 〃 〃 15-6	〃	〃	〃 〃 〃 15-6	野村 清 子	
〃 〃 〃 15-7	〃	〃	〃 〃 〃 15-7	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-8	〃	〃	〃 〃 〃 15-8	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-9	〃	〃	〃 〃 〃 15-9	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-10	〃	〃	〃 〃 〃 15-10	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-11	〃	〃	〃 〃 〃 15-11	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-12	〃	〃	〃 〃 〃 15-12	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-13	〃	〃	〃 〃 〃 15-13	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-14	〃	〃	〃 〃 〃 15-14	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-15	〃	〃	〃 〃 〃 15-15	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-16	〃	〃	〃 〃 〃 15-16	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-17	〃	〃	〃 〃 〃 15-17	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-18	〃	〃	〃 〃 〃 15-18	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-19	〃	〃	〃 〃 〃 15-19	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-20	〃	〃	〃 〃 〃 15-20	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-21	〃	〃	〃 〃 〃 15-21	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-22	〃	〃	〃 〃 〃 15-22	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-23	〃	〃	〃 〃 〃 15-23	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-24	〃	〃	〃 〃 〃 15-24	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-25	〃	〃	〃 〃 〃 15-25	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-26	〃	〃	〃 〃 〃 15-26	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-27	〃	〃	〃 〃 〃 15-27	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-28	〃	〃	〃 〃 〃 15-28	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-29	〃	〃	〃 〃 〃 15-29	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-30	〃	〃	〃 〃 〃 15-30	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-31	〃	〃	〃 〃 〃 15-31	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-32	〃	〃	〃 〃 〃 15-32	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-33	〃	〃	〃 〃 〃 15-33	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-34	〃	〃	〃 〃 〃 15-34	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-35	〃	〃	〃 〃 〃 15-35	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-36	〃	〃	〃 〃 〃 15-36	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-37	〃	〃	〃 〃 〃 15-37	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-38	〃	〃	〃 〃 〃 15-38	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-39	〃	〃	〃 〃 〃 15-39	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-40	〃	〃	〃 〃 〃 15-40	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-41	〃	〃	〃 〃 〃 15-41	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-42	〃	〃	〃 〃 〃 15-42	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-43	〃	〃	〃 〃 〃 15-43	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-44	〃	〃	〃 〃 〃 15-44	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-45	〃	〃	〃 〃 〃 15-45	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-46	〃	〃	〃 〃 〃 15-46	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-47	〃	〃	〃 〃 〃 15-47	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-48	〃	〃	〃 〃 〃 15-48	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-49	〃	〃	〃 〃 〃 15-49	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-50	〃	〃	〃 〃 〃 15-50	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-51	〃	〃	〃 〃 〃 15-51	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-52	〃	〃	〃 〃 〃 15-52	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-53	〃	〃	〃 〃 〃 15-53	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-54	〃	〃	〃 〃 〃 15-54	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-55	〃	〃	〃 〃 〃 15-55	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-56	〃	〃	〃 〃 〃 15-56	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-57	〃	〃	〃 〃 〃 15-57	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-58	〃	〃	〃 〃 〃 15-58	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-59	〃	〃	〃 〃 〃 15-59	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-60	〃	〃	〃 〃 〃 15-60	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-61	〃	〃	〃 〃 〃 15-61	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-62	〃	〃	〃 〃 〃 15-62	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-63	〃	〃	〃 〃 〃 15-63	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-64	〃	〃	〃 〃 〃 15-64	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-65	〃	〃	〃 〃 〃 15-65	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-66	〃	〃	〃 〃 〃 15-66	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-67	〃	〃	〃 〃 〃 15-67	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-68	〃	〃	〃 〃 〃 15-68	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-69	〃	〃	〃 〃 〃 15-69	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-70	〃	〃	〃 〃 〃 15-70	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-71	〃	〃	〃 〃 〃 15-71	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-72	〃	〃	〃 〃 〃 15-72	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-73	〃	〃	〃 〃 〃 15-73	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-74	〃	〃	〃 〃 〃 15-74	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-75	〃	〃	〃 〃 〃 15-75	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-76	〃	〃	〃 〃 〃 15-76	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-77	〃	〃	〃 〃 〃 15-77	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-78	〃	〃	〃 〃 〃 15-78	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-79	〃	〃	〃 〃 〃 15-79	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-80	〃	〃	〃 〃 〃 15-80	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-81	〃	〃	〃 〃 〃 15-81	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-82	〃	〃	〃 〃 〃 15-82	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-83	〃	〃	〃 〃 〃 15-83	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-84	〃	〃	〃 〃 〃 15-84	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-85	〃	〃	〃 〃 〃 15-85	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-86	〃	〃	〃 〃 〃 15-86	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-87	〃	〃	〃 〃 〃 15-87	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-88	〃	〃	〃 〃 〃 15-88	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-89	〃	〃	〃 〃 〃 15-89	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-90	〃	〃	〃 〃 〃 15-90	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-91	〃	〃	〃 〃 〃 15-91	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-92	〃	〃	〃 〃 〃 15-92	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-93	〃	〃	〃 〃 〃 15-93	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-94	〃	〃	〃 〃 〃 15-94	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-95	〃	〃	〃 〃 〃 15-95	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-96	〃	〃	〃 〃 〃 15-96	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-97	〃	〃	〃 〃 〃 15-97	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-98	〃	〃	〃 〃 〃 15-98	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 15-99	〃	〃	〃 〃 〃 15-99	菅原 和 彦	
〃 〃 〃 16-00	〃	〃	〃 〃 〃 16-00	菅原 和 彦	

(上記承諾に関する特記事項を記入してください。)

図面作成者住所氏名 伊丹市大石町135 1級建築士 奥鉄男

凡 例

方 位 → 既存道路及び既設水路 (年月日・番号記入)

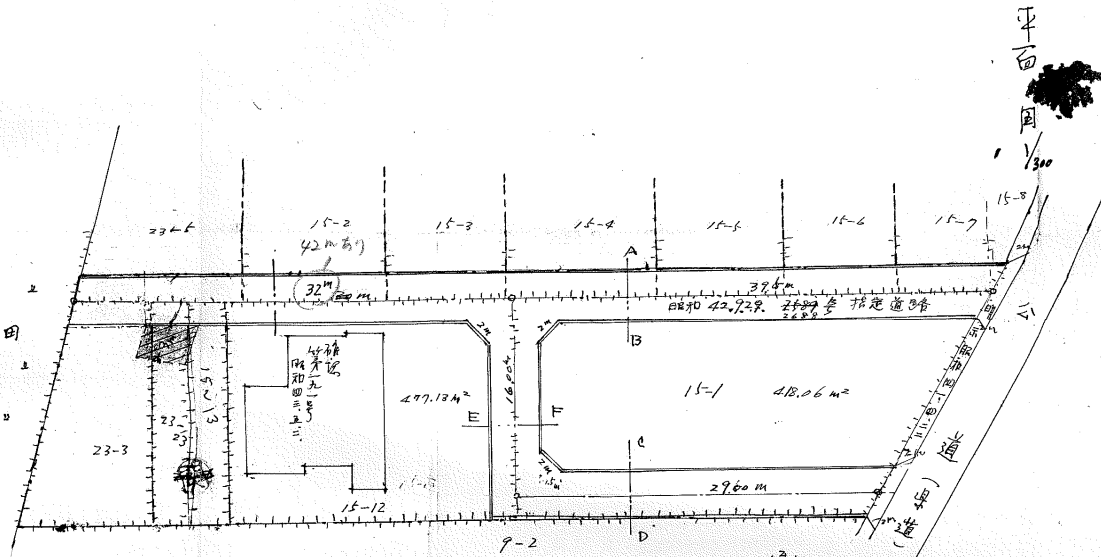
申請する道路の位置 (未定) → 今後予定する道路 → 既存建築物 (用途を記入)

標識の位置 ○ 地 番 界 → 予定建築物 (用途を記入)

下水・排水等 → 敷 地 界 →

〔注 意〕

- 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利（所有権、借権等）をそれぞれ記入すること。
- 図面にも地番、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 附近図取調・道路図及び地籍断面図を記載し、方位は一致させること。
- 延長は、幅員別に記入すること。
- 本用紙の形で記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と別紙として追加すること。
- 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出すること。



凡 例

廃止道路 此号第。

道路延長

$$39.60 + \frac{11.65}{2} + 16.0 + 29.0 = 114.60$$

道路面積

$$\frac{11.65}{2} \times 4.0 = 46.60$$

$$\frac{3 \times (15 \times 15)}{2} = 8.375$$

$$46.60 + 8.375 = 54.975$$

